

土木事務所長に対する都市計画法等に係る事務委任規則及び奈良県住みよい福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年二月十八日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第三十五号

土木事務所長に対する都市計画法等に係る事務委任規則及び奈良県住みよい福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則

(土木事務所長に対する都市計画法等に係る事務委任規則の一部改正)

第一条 土木事務所長に対する都市計画法等に係る事務委任規則(昭和五十七年四月奈良県規則第三号)の一部を次のように改正する。

第一項中「宇陀土木事務所長」の下に「吉野土木事務所長」を加え、第二項第三号アの(1)中「第六条の二第十項」を「第六条の二第五項」に、「及び法第七条の四第六項」を「法第七条の四第六項及び法第七条の六第三項」に改め、同号アの(2)中「第六条の二第十一項」を「第六条の二第六項及び法第七条の六第四項」に改め、同号ア中(8)を(9)とし、(7)を(8)とし、同号アの(6)中「第十二条第七項」を「第十二条第八項」に、「整備する」を「整備し、かつ、当該台帳を保存する」に改め、同号ア中(6)を(7)とし、同号アの(5)中「第十二条第六項」を「第十二条第七項」に改め、同号ア中(5)を(6)とし、(4)の次に次のように加える。

(5) 法第十二条第六項の規定により帳簿、書類その他の物件の提出を求めること。

第二項第三号イの(2)中「第十条」を「第十条第三項」に改め、同号ウ中「第四十三条第一項ただし書」を「第四十三条第二項第二号」に改め、同号中ウをエとし、イの次に次のように加える。

ウ 法第四十三条第二項第一号の規定による認定又は不認定を行い、及び規則第十條の四の二第三項又は第四項の規定による通知をすること。

第三項第一号中「、第二項第一号ア及びイ並びに同項第三号イ」を「並びに前項第一号ア及びイ」に改め、同項第二号中「第二項第一号ウ、同項第二号、同項第三号ア及びウ並びに同項第四号」を「前項第一号ウ及び同項第二号」に改め、第四項中「宇陀土木事務所」の下に「及び吉野土木事務所」を加え、第五項を削り、第六項を第五項とする。

(奈良県住みよい福祉のまちづくり条例施行規則の一部改正)

第二条 奈良県住みよい福祉のまちづくり条例施行規則(平成七年七月奈良県規則第十二号)の一部を次のように改正する。

第十条中「正本二部」を「正本一部」に改める。

第十一条第一項第三号中「又は宇陀土木事務所」を「宇陀土木事務所又は吉野土木事務所」に改め、同項第四号を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和四年四月一日から施行する。ただし、第一条中土木事務所長に対する都市計画法等に係る事務委任規則第二項の改正規定(同項第三号中ウをエとし、イの次に次のように加える部分を除く。)、第二条中奈良県住みよい福祉のまちづくり条例施行規則第十条の改正規定及び附則第四項中建築基準法施行細則第二十四条の改正規定(「すべて」を「全て」に改める部分に限る。)は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前のそれぞれの規則の規定により知事又は吉野土木事務所長に対して提出されている申請書等は、この規則による改正後のそれぞれの規則の規定により提出されたものとみなす。

3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前のそれぞれの規則の規定により知事又は吉野土木事務所長から交付されている通知書等で現に効力を有するものは、この規則による改正後のそれぞれの規則の規定により交付されたものとみなす。

(建築基準法施行細則の一部改正)

4 建築基準法施行細則(昭和二十五年十二月奈良県規則第七十七号)の一部を次のように改正する。

第二十四条中「すべて」を「全て」に改め、「宇陀土木事務所長」の下に「又は吉野土木事務所長」を加える。